

3世紀における帝国統治階層の変容

——近衛長官のコンスル就任にみる身分関係再定義の試み——

大清水 裕

はじめに

1. 2世紀における元老院と騎士
2. 近衛長官のコンスル就任と身分体系
3. ディオクレティアヌス帝期の「身分」

おわりに

はじめに

3世紀はローマ帝国にとって「危機」の時代だったと言われている。蛮族やペルシアの侵入が激化する一方、軍団の規律は乱れ、兵士への支払いのために質の悪い貨幣が大量に鋳造されてインフレが進行した¹。この「危機」に対応すべく、政治面では軍人出身の「騎士身分」が属州総督や軍団司令官へと数多く登用されたとされている²。その一方で、従来、属州総督や軍団司令官の任にあった「元老院身分」は次第に帝国統治の中枢から遠ざかっていくことになった³。しかし、この説明は共和政期以来の「元老院身分」と「騎士身分」の区別を無意識のうちに前提とした議論のように思われる。果たして3世紀において両身分は明確に区別されうるものであろうか。

台頭してきたとされる「騎士身分」の中でも特に目立つのは、2世紀以来、騎士身分官職のトップにあったとされる近衛長官 *praefectus praetorio* である⁴。この時期、近衛長官は本来の近衛隊の指揮という職責をこえ、地方行政・財政・司法にまでおよぶ強大な権限を行使し、「副帝」といわれるほどの地位を占めた⁵。そして、このことは「騎士身分の台頭」を象徴的に示す現象として扱われてきたのである⁶。

しかし、『ヒストリア・アウグスタ』*Historia Augusta* は、次のようなセウェルス・アレクサンデル帝（位 222-235）の改革を伝えている。

彼（アレクサンデル・セウェルス帝）は、彼の近衛長官達に元老院議員の地位を与えた。それは、彼らが *clarissimus* となり、そう呼ばれるようにするためである。（中略）アレクサンデルは元老院議員でない者がローマの元老院議員について裁判を行うことがないように、近衛長官が元老院議員であることを望んだのである⁷。

ここにあらわれる *clarissimus* とは、「元老院身分」を表すとされている称号であり⁸、『ヒストリア・アウグスタ』は、この時以降、近衛長官は元老院議員によって占められるようになったとしているのである⁹。「3世紀の危機」の後、コンスタンティヌス帝（位 306-337）の治世には近衛長官の地位・職責は大きく変容したことが知られている¹⁰。そのため、この記事の伝える改革の対象となる時期はセウェルス・アレクサンデル帝の死

からディオクレティアヌス帝（位 284-305）の治世までと考えられる。だがその時期にも、*clarissimus* 称号を持たず、騎士身分官職を示すとされる *eminentissimus* 称号だけを持つ近衛長官も数多く知られている¹¹。そのため、この記事自体がセウェルス・アレクサンデル帝の親元老院的政策との整合性から信頼されることはあっても¹²、この改革が永続したかどうかについては議論があった。しかし、この時期以降、*clarissimus* 称号を持ち、なおかつ実際に元老院議員であったと思われる近衛長官がいることも否定は出来ないのである。

これまでの研究を遡ってみると、*clarissimus* 称号を持つ近衛長官について A. Stein はコンスル格顕彰 *ornamenta consularia* を与えられた結果であると見なした¹³。つまり、近衛長官は「元老院身分」としての待遇を与えられただけで「騎士身分」に属していたと考えたのである。これに対しては、後期帝政を研究した E. Stein が反論し、A. Stein の主張は 3 世紀以降には当てはまらないと主張した。E. Stein は、近衛長官が「騎士身分」出身ながらコンスルに就任することで「元老院身分」となり、*clarissimus* 称号を得たと考えている¹⁴。彼は「元老院身分」を表す *clarissimus* 称号に対して *eminentissimus* 称号を近衛長官という「官職」を示すものと考え、称号による両身分の区別を批判した。また、Lambrechts はそこから一步進めて、「騎士身分」から「元老院身分」への特例による上昇を示す *adlectio* やコンスル格顕彰がこの時期には見られないと解釈し、両身分が「融合」していたと主張している¹⁵。これに対して、Arnheim は一部の近衛長官が元老院議員となったことを認めつつも、近衛長官に「元老院身分」出身者がいないことを根拠に両身分が依然として明確に区別されていたと主張して Lambrechts を批判した¹⁶。そして *clarissimus* 称号が元老院「身分」を示す以上、*eminentissimus* 称号は騎士「身分」を示すはずであるとして、「元老院貴族の排除」と「騎士身分」の台頭を強く主張している¹⁷。また、Chastagnol も一つの碑文の中で二つの称号が区別されている事例があることを根拠にして、称号による両身分の区別を主張している¹⁸。さらに Chastagnol は元老院議員が近衛長官に就任したことは無いとも指摘している¹⁹。その結果、Arnheim や Chastagnol は、「騎士身分」の台頭したディオクレティアヌス帝の治世と元老院が復権したコンスタンティヌス帝の治世の間に大きな断絶を見るのである²⁰。しかし、Arnheim にせよ Chastagnol にせよ、「騎士身分」出身の近衛長官が「元老院身分」となった経緯については曖昧なままであり、説明不足の感は否めない²¹。また、Arnheim や Lambrechts は両身分が世襲的なものであることを前提として議論を進めているが、この点には大きな疑問が残る。

本稿では、先行研究を踏まえつつ、*clarissimus* 称号を持つ近衛長官の経歴からこの時期の「身分」について再検討を進めていく。まず、「3世紀の危機」を考える際に前提となる 2 世紀の状況を確認して両身分の区別の基準を明確にしたい。これによって両身分の世襲による区別は明確ではなく、官職の経歴によって区別されていたことを確認する。しかる後に「3世紀の危機」の時期における *clarissimus* 称号を持つ近衛長官の経歴を考察し、両身分がもはや区別できないことを明らかにするよう努めたい。そして、最終的に、それが古代末期、とくに 4 世紀にどのように繋がっていくのか展望を示し結びとするつもりである。

1. 2世紀における元老院と騎士

2世紀においては、元老院身分と騎士身分は明確に区別されていた。ここでは、まず、両身分を区別する基準が何であったのか確認せねばならない。

元首政期における両身分の区別の根拠となってきたのは、元老院身分が3世代の子孫までを含む世襲制であったと見なされていることと両身分の資格財産の違いである²²。これらのうち、世襲制の根拠となっているのは、スエトニウスの伝えるアウグストゥスの改革と、婚姻に関するアウグストゥスの立法である。まず、スエトニウスによれば、アウグストゥスは元老院議員の子供が元老院議員用の服を着て元老院で傍聴することを許し、軍団勤務でも特別に扱ったという²³。この内容は、元老院議員の子供を優遇する事によって、元老院入りする事を奨励していることは読みとれるが、明確に「元老院身分」を世襲制として規定しているわけではない。また、アウグストゥスの婚姻に関する立法では、元老院議員本人とその3世代の子孫までは解放奴隸と結婚することを禁止している²⁴。それゆえ、元老院議員本人とその3世代の子孫までが「元老院身分」であったと考えられることが多い。しかし、以下で指摘するように、必ずしもそう見なすことは出来ないように思われる。

ところで、研究者達は元老院身分が制度として世襲だったことを主張しながらも、元老院議員の世襲性が低かったことで一致している²⁵。というのも、コンスル経験者のプロソポグラフィーに基づいた Hopkins の研究によれば、元老院議員の子供が再び元老院議員となる割合は、元老院議員4人につき1人にすぎないという²⁶。つまり、元老院議員が世襲される割合はわずか4分の1にすぎないのである。残る4分の3は子供が夭折したり子供がいなかつたりしたため断絶した場合が多いと考えられるが、消えた元老院家系については史料上の問題ゆえに曖昧なまま放置され、詳しく触れられることは少ない²⁷。しかし、子供がいないために家系が断絶したという考えについて、Hopkins 自身は過大評価すべきではないとしている。彼によれば、制度としての世襲と実際の世襲の少なさを整合的に理解するためには、元老院議員であることと「元老院身分」は分けて考えられるべきであるという。そして、元老院議員の子孫は出身地へと戻り「元老院身分」として生活していたと推測されている²⁸。しかし、彼の「元老院身分」に関する主張を受け入れることは出来ない。彼が根拠として挙げている小アジア南東部のアフロディシアスから発見された碑文には、「コンスル級の人物の孫である騎士」が言及されている²⁹。この碑文は、元老院議員の子孫が出身地へ戻っていたことは証明できても、その子孫が「元老院身分」であったことを明らかにしているとは言えないはずである。また、この事例の他にも、「元老院身分」の世襲制とは合致しない事例は幾つか知られており³⁰、実態として世襲制は機能していなかったのである。

以上のように、世襲制によって両身分を明確に区別することは出来ない。また、財産の点でも両身分の区別は難しい。というのも、元老院身分には100万セステルティウス、騎士身分には40万セステルティウスの資格財産が求められたが³¹、元老院身分の資格財産を持ちながらも騎士身分に留まった例も知られており³²、財産資格によって明確に区別することは出来ない。100万セステルティウスは、あくまでも元老院身分の必要条件に過ぎないのである。また、両身分ともその財産の中心は土地であって、財産の種類による区別も不可能であった³³。しかも、両身分とも、生活様式や教養の点でも区別は出

来ない³⁴。両身分とも、ローマの上層市民として、社会的にも区別は難しいのである。

それでは、両身分は何によって明確に区別されるだろうか。

両身分を明確に区別していたと言うことができるのは、公職の経歴の点であった。まず元老院身分では、皇帝から *latus clavus* という幅広の帯を伴った元老院議員用のトガの着用を許された後、20人委員 *vigintiviri* を経て、財務官 *quaestor* の選挙に当選し、その職務を全うして元老院議員となった。その後で、法務官 *praetor*、コンスル *consul*、首都長官 *praefectus urbi* など元老院議員としての経歴を歩んでいく³⁵。ただし、20人委員や財務官の就任には年齢制限があったため、元老院の定数が600人と決められている状況では財務官選挙に落選することもあった。そのため若年時に財務官に落選し、元老院身分となれなかった者もいたであろうことは想像に難くない。また、元老院議員とその家族は、2世紀以降、*clarissimus* 称号を独占的に名乗り、それによって他者と差別化を図ったとされる³⁶。

他方、騎士身分の官職は2世紀にその昇進階梯が整備されてくる。皇帝の側近として文書を作成した書記官 *a epistulis*、属州の皇帝領管理官や小規模属州の総督 *procurator* を経て昇進し、エジプト総督 *praefectus Aegypti* や近衛長官 *praefectus praetorio* にまで登りつめることが目標となった³⁷。そして騎士の昇進階梯が整備された2世紀には近衛長官がその経歴のトップにあり、皇帝の側近であるというその特色ゆえに皇帝に代わって様々な権限を行使するようになった。この騎士身分の官職では、昇進にともなって *egregius*, *perfectissimus*, *eminentissimus* と3種の称号が順次名乗られたが、最上位の *eminentissimus* 称号は近衛長官だけが名乗っていた³⁸。

このように、両身分は官職の経歴の点で明確に区別された存在であり、世襲制によって区別されていたとは考えにくい。従って、以下、本稿では「元老院身分」は元老院議員本人と *clarissimus* 称号を持つ女性及び未成年の家族を含むものと考える³⁹。他方、「騎士身分」は元老院身分とは比べものにならないほど多様であり、帝國各地の都市参事会レベルから元老院議員と区別の付けにくい官職保持者まで存在していた⁴⁰。本稿で「騎士身分」と呼ぶ場合は、皇帝から官職を任せられ、政治に参加している上層の騎士とその家族のみを対象としていることは了解していただきたい。

ところで、両身分はこのように若年時に始まる官職の経歴の点で明確に区別されていたわけだが、この身分や称号の区別には例外もあった。まず、コンスル格顕彰などの元老院による顕彰の付与によって、騎士身分に留まりながら元老院身分の待遇を受ける場合が知られている⁴¹。つまり、騎士身分の近衛長官でありながら *clarissimus* 称号を名乗っている事例である。例えば、騎士身分で初めて皇帝になったとされているマクリヌス帝（位 217-218）は、既に近衛長官在職時から *clarissimus* 称号を名乗っていたことが知られている⁴²。しかし、「彼（マクリヌス帝）は元老院議員の名を持たずに、君主権を手に入れてしまったがゆえに、非常に早くまた非常に不運にそれを失ってしまった」のであり⁴³、あくまでも騎士身分と見なされていたことは留意すべきであろう。

騎士身分に留まったまま元老院身分の待遇を受け *clarissimus* 称号を名乗ることが出来たコンスル格顕彰に対して、いくつかの官職を重ねた後騎士身分から元老院身分へと例外的に加入できた手段がある。この手段は *adlectio* と呼ばれ、皇帝の特別な認可によってなされるものであった。これは非常に例外的なものであるが、2世紀にもいくつかの

例が知られており、騎士身分の官職を務めた後 *adlectio* によって元老院議員の公職を得た者が知られている⁴⁴。例えば、2世紀後半にマルクス・アウレリウス帝（位 161-180）のもとで騎士身分として軍務を重ねたペルティナクス帝（位 193）は *adlectio* によって元老院議員となっているのである⁴⁵。

ところで、このペルティナクス帝については『ヒストリア・アウグスタ』が非常に興味深い記事を残している。

また、長く関わってきたこの話に加えて、ペルティナクスはマルクス（・アウレリウス）帝によって兵士達の集会や元老院において、非常にしばしば称賛されたし、マルクス帝は、ペルティナクスが元老院議員となったため、自分の手で近衛長官にできないことを公然と嘆いていた⁴⁶。

この記事は、社会的に、また出自や財産の点でも明確に区別出来なかった元老院身分と騎士身分が、政治参加の点では極めて明確に区別されていたことを物語っている。つまり、近衛長官はあくまでも騎士身分の官職であって、元老院議員が就くべき公職とは見なされていなかったのである。しかし、この両身分の区別が官職の経歷によって明確に区別されていた状況は、上述したセウェルス・アレクサンデル帝の改革以降、「危機」への対応とともに変容を蒙ったと考えられる。それでは次章で、元老院身分を示すとされる *clarissimus* 称号を持つ近衛長官の経歷について考察していく。それによって、官職の経歷によって区別される「身分」の体系が元首政期の状況からは変化していったことが明らかとなるはずである。

2. 近衛長官のコンスル就任と身分体系

セウェルス・アレクサンデル帝の死からディオクレティアヌス帝の治世までの間に在職した近衛長官は、殉教者伝や『ヒストリア・アウグスタ』のみに言及される信頼性の低い者達を除くと、20名が知られている。このうち帝位を篡奪した近衛長官が2名いるが、本稿は「元老院身分」と「騎士身分」の区別について考察していくことを目的とするため、この2名は考察の対象とはしない。残る18名のうち、*clarissimus* 称号を持つ近衛長官の事例は5名である⁴⁷。

まず、帝国の危機が最も深刻化したとされるガリエヌス帝（位 253-268）期の近衛長官ウォルシアヌス L. Petronius Taurus Volusianus から検討していこう。彼の経歴は『ラテン碑文選集』1332番に列挙されており、それによれば、ダキアや上パンノニアでの軍団勤務などののち、近衛隊に勤務、夜警長官 *praefectus vigilum* を勤め、近衛長官、正規コンスルへと就任したことが知られている。この碑文中では、夜警長官に *perfectissimus* 称号、近衛長官に *eminentissimus* 称号が付与されているものの、*clarissimus* 称号はあらわれない。また、元老院議員でなければ就任できない正規コンスルを除けば、騎士身分とされている官職の経歴を歩んでいるが、*adlectio*への言及は見られない。彼の261年のコンスル就任は『ラテン碑文選集』7221番からも確認されており、ガリエヌス帝とともにその地位にあった。この碑文中では彼のコンスル職は *clarissimus* 称号を伴って記されてい

るが、先の碑文と同様に *adlectio* には言及されていない。この後、彼は 267-268 年に首都長官にも就任しているが⁴⁸、分かるのは就任の事実のみでその際の称号は不明である。しかし、正規コンスルを経て首都長官へ、という経歴は 2 世紀ならば明らかに元老院身分のものであろう。

次いで対象となるのは、プラキディアヌス *Iulius Placidianus* である。彼は、クラウディウス・ゴティクス帝（位 268-270）に対して捧げられた碑文中で、269 年にナルボネンシス属州に駐留する部隊の指揮官を務めていたことが知られている⁴⁹。その時の称号は *perfectissimus* であり、2 世紀ならば騎士身分とされる官職にあった。また、同じナルボネンシス属州内から見つかった別の碑文は、彼自身が *clarissimus* 称号を持つ近衛長官として記されている⁵⁰。この 2 つの碑文が比較的近い場所で見つかったことから、彼は 269 年からそれほど経たない時期に近衛長官に昇進したと考えられている。273 年には、彼は正規コンスルに就任したことが知られているが、それを示す碑文では両コンスルの名前が記されているのみで称号は不明である⁵¹。また、*clarissimus* 称号が記されているナルボネンシス属州で見つかった碑文には、*adlectio* やコンスル格顕彰への言及は見られず、彼が何時 *clarissimus* 称号を得たのか定かではない。いずれにせよ、彼はもともと騎士の官職に就いていたのは確実であるが、史料上、なんの支障もなくコンスルへと就任し、それと前後して *clarissimus* 称号を得ていることになる。

3 番目の例となるのは、アリストブルス *T. Cl. Aurelius Aristobulus* である。彼はもともとカリヌス帝（位 283-285）の近衛長官であったが、ディオクレティアヌス帝がカリヌス帝を破り権力を握った後は、その下で経歴を重ねた。285 年にディオクレティアヌス帝がカリヌス帝を破ったマルグス河畔の戦い後の様子を、アウレリウス・ウィクトルは以下のように記している。

他の者達には恩赦が与えられ、敵方のほとんどの者達が（その地位に）とどめられたが、その功績ゆえにとくに目立つのは、近衛長官のアリストブルスである⁵²。

この記事では、アリストブルスが如何なる経歴を経て近衛長官となったかは触れられておらず、彼の「功績」も明確ではない。前の 2 人のように軍事的才幹によって出世した可能性が高いようにも思われるが、この時期の近衛長官の職務は広い範囲にわたっており断定は出来ないだろう。ここでは彼の近衛長官としての経歴とその際の称号が確認できることを明確にしておきたい。この後、アリストブルスはディオクレティアヌス帝とともに 285 年の正規コンスルに就任するという当時としては破格の待遇を受けたが⁵³、その際の称号や *adlectio* の有無は不明である。コンスル退任後は、アフリカ総督、首都長官を歴任するが⁵⁴、これは、2 世紀ならごく一般的な成功した元老院議員の経歴と言って良いと思われる。彼のアフリカ総督の任期は 290-294 年と考えられており、この時期には数多くの碑文が見つかっている⁵⁵。それらの碑文からは、彼がアフリカ総督として *clarissimus* 称号を保持していたことが確認できるが、依然 *adlectio* への言及は知られていない。騎士身分と見なてきた近衛長官としての活動を除けば、正規コンスルからアフリカ総督を経て首都長官に就任するという経歴は、2 世紀においても、「騎士身分」というよりは、むしろ元老院議員としての経歴であるといえる。

残る 2 人ハンニバリアヌス Afranius Hannibalianus とアスクレピオドトゥス Iulius Asclepiodotus は初期の経験に共通性が高いので、同時に確認していく。この 2 人の初期の経験は、『ヒストリア・アウグスタ』のプロブス帝（位 276-282）伝に記述がある⁵⁶。それによれば、彼らはディオクレティアヌス帝などと並び、プロブス帝が自ら育てた将軍だった。しかし、この時期の『ヒストリア・アウグスタ』の史料的価値は低く、この記事をそのまま受け入れることは出来ない⁵⁷。彼らの経験が確実に明らかになるのは、284 年か 285 年に彼らがディオクレティアヌス帝に捧げた碑文からである⁵⁸。その碑文によると、その当時、彼らはともに *eminentissimus* 称号を持つ近衛長官であった。その後、292 年にはともに正規コンスルに就任したことが知られている。だが、コンスル就任を伝える碑文では称号や *adlectio* に対する言及はない⁵⁹。ただし、正規コンスルに就任している以上、元老院議員になっていたと考えるべきであろう。しかし、このコンスル任期中も、彼らは近衛長官職にとどまつたと推測される。というのも、293 年から 296 年の間にディオクレティアヌス帝の共治帝であるマクシミアヌス帝に捧げられた碑文の中で、*clarissimus* 称号を持つ一組の近衛長官がいたことが知られているが⁶⁰、この近衛長官が彼らのことであろうと推測されているためである⁶¹。

この碑文の年代の後、両者は別の経験を歩んでいく。まず、ハンニバリアヌスは首都長官に就任したことが知られているが⁶²、彼に関して知られているのはここまでである。これを見る限りでは、近衛長官の後、コンスルから首都長官へという元老院議員としての経験を歩んでいるようであるが、初期の「騎士身分」とされる近衛長官としての経験にも関わらず、*adlectio* に関する言及は何も知られていない。

これに対してアスクレピオドトゥスは、幾つかの史料から、その後も近衛長官として活躍していたことが知られている。アウレリウス・ウィクトルによると、

しばらくの間、彼（アレクトゥス）によって（ブリタニアは）支配されたが、近衛長官の職にあったアスクレピオドトゥスが艦船と軍団の部隊と共に派遣され、コンスタンティウス（副帝）がそれを鎮圧した⁶³。

と記録されており、296 年にはブリタニアの反乱鎮圧にあたったことが知られている⁶⁴。また、そのほかにも、何点かの法史料で名前が見られる⁶⁵。しかし、とくに重要なのはブレシアで発見されたコンスタンティウス副帝に彼とその同僚の近衛長官が捧げた碑文である⁶⁶。コンスタンティウスが副帝だった 293 年から 305 年の間に建てられたものと考えられるこの碑文中で⁶⁷、彼は *clarissimus* 称号を持つ近衛長官として表現されているが、彼とともにこの碑文を捧げた同僚の近衛長官ヘルモゲニアヌス Hermogenianus は *eminentissimus* 称号で表現されている⁶⁸。この碑文からは称号が使い分けられていたという事実は認めねばならないだろう⁶⁹。しかし、アスクレピオドトゥスについても、*adlectio* に関する言及は何も知られておらず、コンスル就任後も近衛長官として活動していたと考えられる。

以上の 5 名が、セウェルス・アレクサンデル帝の死からディオクレティアヌス帝の治世までの時期における *clarissimus* 称号を持つ近衛長官である。彼らの経験を見ると、史料上確認できる最も初めには、2 世紀ならば「騎士身分」とされる官職に就いていたと

考えられる。その後、正規コンスル就任と前後して *clarissimus* 称号を名乗りはじめているように思われる。しかし、彼らの経験においては、2世紀において騎士身分から元老院身分への昇格の際に見られた *adlectio* に対する言及は一切見られなかつた。このことは、もともと社会的に比較的共通性が高く、官職の経験によって区分されていた「元老院身分」と上層の「騎士身分」が、もはや、「身分」として区別されるものではなかつたことをしめしているのではないだろうか。*adlectio* が見られなくなつたことは、3世紀における史料状況が劣悪であるためだという主張も可能かもしれない⁷⁰。確かに、文献史料という点では、その批判は認めざるを得ない。しかし、碑文史料についてはどうだろうか。MacMullenによれば、碑文習慣の盛衰は「観客の認識 the sense of audience」によってコントロールされていたという⁷¹。MacMullenの主張に基づいて *adlectio* という表記の消滅を考えるならば、*adlectio* は、その言葉の示す事実が特筆されるべき価値を失つたことを示していると言えるだろう。つまり、碑文を擧げた者たちにとって、それを人々にアピールする必要が無かつたということになり、「身分」の区別を越えるということが重大なものではなかつたということになるだろう。しかも、本稿の対象とする時期の後、4世紀に再び見られることになる *adlectio* は、元老院の定員が増やされるなど状況が変化していることなどを考慮すると、2世紀におけるそれとは必ずしも同じ性質を持っていたとは限らない⁷²。従つて、たとえ3世紀後半に *adlectio* が存在したとしても、それが2世紀からまったく変わつていないとは考えにくいのである。

また、*clarissimus* 称号だけならば、コンスル格顯彰によって獲得したという想定も可能であるが、彼らは実際にコンスルに就任したことが確認でき、中にはコンスルの後さらに首都長官やアフリカ総督として元老院議員の経験を歩んでいくものも存在していた。しかも、ここで気を付けねばならないのは、ハンニバリアヌスやアスクレピオドトゥスが近衛長官とコンスルを兼任していたと考えられることである。就任できる官職によって両身分が区別されていたと考えられる以上、両身分の官職の兼任という事実は、明らかに両身分の区別が消滅していたことを物語っていると言えるだろう。

ところで、研究史で紹介したように、両身分の区別を主張する研究者が指摘した点は、大きく分けて2つあった。1つは、近衛長官経験者の出自の問題であり、もう1つは称号の使い分けの問題である。まず、Arnheimの主張する出自の違いについて言えば、既に指摘したように元首政期からすでに両身分間には流動が存在しており、騎士身分から元老院身分へ上昇した例は多く、その分離の決定的な根拠とはならないだろう。むしろ、Arnheimの主張する出自の違いは、元老院身分内における経験の差異という視点から考えられるべき事柄であろう⁷³。また、従来、「融合」論者が主張してきたディオクレティアヌス帝の近衛長官ハンニバリアヌスと2世紀の元老院議員ハンニバリアヌスとの親戚関係の想定は⁷⁴、Arnheimの指摘するとおり推測に過ぎず⁷⁵、たとえ親戚関係があったとしても大きな意味はないだろう。さらに、元老院議員が近衛長官に任命される例はないという主張についても考えてみよう⁷⁶。まず、アリストブルスの事例を考えるならば、彼が近衛長官であったことを示す史料はアウレリウス・ウィクトルの記事のみであり、近衛長官在職時の称号やそれ以前の経験は知られていない。しかし、その後の彼の経歴は明らかに元老院議員としてのものであり、近衛長官就任時、既に元老院議員だった可能性は否定できない。しかも、アウレリウス・ウィクトルがアリストブルスに言及して

いる記事は、ディオクレティアヌス帝がカリヌス帝に勝利した後のことと記述している部分である。その際、赦されたのは近衛長官アリストブルスばかりではなく、首都長官をはじめ元老院議員たちも赦されている⁷⁷。それにも関わらず、4世紀に首都長官まで務めた元老院議員アウレリウス・ウィクトルは⁷⁸、あえてアリストブルスに言及しているのである。それゆえアリストブルスが元老院議員であった、と主張するには根拠として薄弱だが、少なくともアウレリウス・ウィクトルから見て、彼が元老院議員と比べ遜色ない地位にあったことを示唆しているのではないだろうか。また、プラキディアヌスの事例でも、彼の近衛長官就任と *clarissimus* 称号の獲得の時期、つまり元老院議員となつた時期とのクロノロジーは曖昧なままである。彼が *clarissimus* 称号を持つ近衛長官となつたことを示す碑文が、彼の近衛長官以前の官職を示す碑文が見つかったのと同じナルボネンシス属州で見つかったことを重視すれば、コンスル就任以前に *clarissimus* 称号を得て近衛長官となっていた可能性も否定できないのである。従って、近衛長官に元老院議員が就任した可能性は依然として残されているのである。

ここで見てきたように、3世紀後半には両身分の制度的区別は困難であり、『ヒストリア・アウグスタ』は、この変化を反映しているのかもしれない。しかし、もう一つ、碑文中で見られた *clarissimus* 称号と *eminentissimus* 称号の使い分けという Chastagnol の指摘が残っている。以下の章では、この問題について、法史料をもとに検討していくことにしよう。

3. ディオクレティアヌス帝期の「身分」

研究史の項で見たように、*clarissimus* 称号が元老院「身分」を表す以上、*eminentissimus* 称号が騎士「身分」に属するはずだ、という主張は、一定の説得力を持つかもしれない。しかし、「身分」が官職によって区別されていたのならば、2世紀に見られたような *adlectio* への言及が無く、また近衛長官とコンスルの兼任という事態が見られることは、3世紀後半においてその区別の意味が制度的にはもはや存在していないと言えるだろう。それにも関わらず、この2つの称号が使い分けられている事例があることは事実として認められねばならない。ローマ世界における「身分」が時代とともに移り変わってきたものである以上⁷⁹、この時期の *clarissimus* 称号の意義を「身分」との関連で考え直す価値はあるだろう。

本稿で対象としている時期は、極めて史料状況に対する制約が大きい時期であるが⁸⁰、その中にあって、質・量ともに優れた史料は、『ユスティニアヌス法典』中に含まれている勅答である。これらは、皇帝が様々な法律問題に関して問い合わせを受けたことに対して返答を与えたものだが⁸¹、とくにディオクレティアヌス帝の時期のものについては 290 年代前半を中心に千点を超える勅答が収録されており、極めて重要な史料となっている⁸²。これらをもとに以下の検討を進めていこう。

‘*clarissimus*’に言及している勅答は、この時期 3 例みられる。しかし、それらのうち、CJ 1.18.4 では *clarissimus* 称号が属州総督 *corrector* に付与されていることが分かるにすぎず、また、CJ 2.13.1 では *clarissimus* が裁判に圧力を加えている様子をうかがい知れるのみである。しかし、残る CJ 5.4.10 は非常に興味深い。その 285 年にパウリナにあてて出

された勅答では、

元老院議員である父から得られたのではなく、元老院議員との婚姻によって clarissima femina の称号を得たとそなたが主張するのならば、もし後になってより劣る身分の者と結ばれ、以前の地位へ戻されたならば、夫のおかげでそなたに与えられたところの栄誉は失われたことになる⁸³。

と規定している。

この勅答を見ると、依然として元老院議員が clarissimus 称号を名乗っていた様子は明らかに認められる。しかし、clarissimus 称号の世襲、または「元老院身分」の世襲があったと、この勅答から安易に考えることは出来ない。というのも、『ユスティニアヌス法典』などに収録されているこれらの勅答は、法律上の諸問題を体系的に規定しようと意図したものではなく、皇帝に対して市民が自己の関心に従って問い合わせた問題に対する回答であるにすぎないからである⁸⁴。従って、これらの勅答から当時の法規定・社会慣習を読みとろうとする時は、慎重な検討が必要である。

ところで、2世紀以降、clarissimus 称号は「元老院身分」、つまり元老院議員本人とその家族によって独占的に名乗られるようになったが、そこで問題となるのはその家族の範囲である。碑文上では、元老院議員本人は clarissimus vir と記されたが、元老院議員の妻や娘は clarissima femina としばしば記されている⁸⁵。しかし、この‘clarissima femina’は、3世紀前半の法学者ウルピアヌスによれば、次のようなものであった。

clarissimus 級の人物と結婚した女性は clarissimus 級の人物達の称号によって示される。元老院議員の娘達は、clarissimus 級の人物と結婚しないかぎり、clarissima femina の範疇とみなされない。なぜなら、夫達が女性達に clarissimus の地位を与えるからであり、また、娘達が一般市民と結婚するまでは父親がそうしているからである。それゆえ、元老院議員か、むしろ clarissimus 級の人物と結婚している限り、そうでなければより劣った地位の者と結婚しなかった限り、彼女は clarissima femina であろう⁸⁶。

ウルピアヌスの意見は当時の法を反映したものであり、たとえ元老院議員の娘であっても、劣る地位の者と結婚した場合には clarissima femina と名乗るには皇帝の許可が必要であったと考えられる⁸⁷。それゆえに、先述のパウリナはディオクレティアヌス帝に許可を求めたのである。だが、ウルピアヌスの語るところに従うなら、パウリナが元老院議員の娘であったとしても、より劣る身分の者と結婚すれば、clarissima femina と呼ばれたとは限らない。しかし、パウリナは clarissima femina と呼ばれるに執着したのであって、そのためにわざわざ皇帝にまで願い出たのである。それに対してディオクレティアヌス帝は、彼女が元老院議員の娘であったのなら、その父親の家族として clarissima femina と呼ばれることを認めたかもしれない、と譲歩しているのである。従って、この勅答から「元老院身分」の世襲制を認めるることはやはり出来ないのである。しかし、clarissimus 称号が社会的には依然として重視されていたことは認められねばな

らない。

また、この時期の「身分」との関係で重要な点は、*CJ 5.4.10* の中で「より劣る身分の者」と訳出した *secundi ordinis vir* という部分である。*secundus* を「第2の」と解釈すれば、一見、「騎士身分」を示しているように見えるが⁸⁸、そのように解すべきであろうか。この問題を判断するためには、この時期の勅答の事例から、騎士 *eques* に関する事例を考察する必要がある。しかし、『ユスティニアヌス法典』にはディオクレティアヌス帝の勅答が千点以上残されているにもかかわらず、この時期に「騎士」に関する言及はまったく見出されない。他方、『ユスティニアヌス法典』を含む『市民法大全』には、「騎士」への言及は度々見られる。例えば、セウェルス・アレクサンデル帝は「騎士」アレクサンデルの遺言について勅答を与えており⁸⁹、法学者ガイウスは「騎士身分」の法律家達に言及している⁹⁰。従って、法典編纂時に「騎士身分」に関する勅答だけが改変されたとは考えにくい。また、「騎士」とは対照的に、元老院議員 *senator* に言及する勅答は上述の *CJ 5.4.10* も含め3例が確認でき⁹¹、都市参事会員 *decurio* も21例が確認できる⁹²。とするならば、元首政期に元老院身分や都市参事会員と騎士身分の間で想定される人口比を考慮すると⁹³、この時期、「騎士身分」は制度的な区別が失われたのみならず、社会的にも重要性を持っていたとは考えられない。従って、先述した *secundi ordinis vir* を「騎士身分の者」と解するのは適切ではないだろう。

以上の考察から明らかになった点は次の点である。まず、*clarissimus* 称号は3世紀末においても、依然、元老院議員とその家族を示し、社会的に重要なものであった。しかし、それは家長たる成人男性の持つ官職によって決まるものであり、子孫が世襲できるとは限らなかった。また、「元老院身分」が社会的に重要性を持っていたことが認められる一方で、「騎士身分」が社会的に意味がある区分であったとは考えにくい。「騎士身分」はもはや消滅したと考えるべきであろう。

この「騎士身分」の消滅に対して、この時期の「元老院身分」はいかなる変化を蒙っていたのであろうか。

3世紀後半には、従来「騎士身分の台頭」と言われてきたように、多くの属州総督職や軍団司令官職が元老院議員以外の者によって務められるようになっていた⁹⁴。これにともない、元老院議員はかつてなら正規コンスルや首都長官に就任する前に務めていた各属州の総督職や軍団司令官職に就く機会を失った。そのため、正規コンスルや首都長官などの上位の公職は以前と変わることなく存続していたものの、正規コンスルに就任する前に務めていた下級公職は大幅に減少し、3世紀後半になると、下級公職の中には確認できないものもあらわてくる⁹⁵。他方、*corrector* と呼ばれる属州総督などの新しい官職もあらわれ⁹⁶、2世紀とは昇進階梯も変化していたことがうかがわれる。

しかし、公職の昇進階梯が変化を蒙り、制度的に区別が不明確になっていたとしても、「元老院身分」が社会的に重視されていたことは、*clarissima femina* と呼ばれることに執着したパウリナの事例からも明らかであろう。また、他の元老院議員に言及する勅答からも、この時期の元老院議員が社会的に有力者であったことは明白である。従って、*clarissimus* 称号と *eminentissimus* 称号の使い分けの問題は、元老院議員やその家族であることがこの時期も社会的に重視されていたことの反映であると言うことが出来るだろう。しかし、3世紀後半には、元首政期以来もともと親近性の高かった「騎士身分」と「元

老院身分」の両身分は、制度的に見ればもはや区別されていなかった。とするならば、この時期には、clarissimus 称号は元老院議員が務めるべき官職に付属する称号だったにすぎないのであり、官職を全うして元老院議員となった議員本人や、その家族もclarissimus 称号を名乗ることが許されていたということになるだろう。

では、「騎士身分」の消滅と「元老院身分」の変化は、如何なる状況を示しているのだろうか。

3世紀後半、正規コンスルや首都長官などの上位の公職が2世紀と同じように存続していた一方で、元老院議員の下位の公職が変化し、「騎士」とされていた官職からコンスルなど元老院議員の上位公職へ区別無く昇進する事が出来るようになった。このことは、2世紀のような両身分の区別を前提とするならば、「騎士身分」の台頭と呼ぶべき事態かもしれない。しかし、官職によって制度的に両身分の区別をすることは出来ず、また、社会的にも「騎士身分」がなんらかの役割を果たしていたとは考えにくい。そのことを考慮すると、3世紀後半におこっていた事態は「騎士身分」が台頭してきたのではなく、両身分を統合する形で、皇帝への奉仕 *militia* に参加して官職を得ようとする新たな統治階層が形成されつつあったと考えるべきであろう⁹⁷。そして、この両身分の区別が無くなり、新たな統治階層が形成されつつあった状況は、4世紀になると、元老院の大幅な増員やコンスタンティノープルにおける第2の元老院創設といった形で明確にあらわれてくることになるのではないだろうか⁹⁸。つまり、3世紀後半における「騎士身分」の消滅と「元老院身分」の変化は、4世紀における元老院の変容への過渡期に位置づけられるべきであり、ディオクレティアヌス帝とコンスタンティヌス帝の治世の間に大きな断絶を見るべきでは無いことになる。

おわりに

本稿での考察を振り返って、内容を確認しておく。まず、本稿では2世紀における「元老院身分」と「騎士身分」の区別の基準について確認したが、そこでは、「元老院身分」が世襲制によって明確に区別することは出来ないことを指摘した。そして、両身分の区別の明確な基準となるのは両者の就任できる官職の経歴であると考えた。その上で、3世紀後半における「騎士身分」の台頭と言われる状況について「騎士身分」の経歴のトップにあった近衛長官達をもとに考察をすすめた。彼らは、「騎士身分」の経歴のトップにあったと見なされてきたにもかかわらず、元老院議員が務めるはずの正規コンスルや首都長官に就任していた。しかも、身分の垣根を越えるのに際し、特別に元老院入りしたことを示す *adlectio* への言及は一切確認できなかった。さらに、「騎士身分」の近衛長官と「元老院身分」のコンスルの兼任も見られるなど、官職の経歴による区別はもはや不可能であった。つまり、この時期、既に「騎士身分」が制度上明確に区別されるものではなかったことになる。また、ディオクレティアヌス帝の勅答からは、「騎士身分」が社会的にも関心が失われていた事実を指摘したが、他方、3世紀末にも「元老院身分」は社会的に重要だった。元老院の下位公職の変化と両身分間の区別の消滅は、この時期、皇帝への奉仕を志す者達によって、かつての両身分を統合する形で、新たな支配階層が形成されつつあったことを示しているのではないだろうか。このように考えるならば、

「3世紀の危機」の中で行われた諸改革を「騎士身分の台頭」という語句で表現することは適切ではないだろう。「3世紀の危機」やディオクレティアヌス帝の「改革」に対する見直しも進められつつあり⁹⁹、検討すべき課題は少なくない。本稿では、「騎士身分」のうち、近衛長官について検討したに過ぎない。諸改革のうち残された問題については、今後、機会を改めて論じていきたいと考えている。

《註釈》

※本稿では、雑誌等の略号は *L'année philologique* に従った。他の史料については以下の略号を使用した。*AE* : *L'année épigraphique*, Paris, 1888-; *Chron.* 354 : *Chronographus anni CCCLIII*, in *Chronica Minora I*, *Monumenta Germaniae Historica*, München, 1892-; *CIG* : *Corpus Inscriptionum Graecarum*, Berlin, 1828-1877; *CIL* : *Corpus Inscriptionum Latinarum*, Berlin, 1863-; *CJ* : *Codex Justinianus*, in P. Krüger (ed.), *Corpus Iuris Civilis*, vol.2, Berlin, 1877; *Cons. Const.* : *Consularia Constantinopolitana*, in *Chronica Minora I*, *Monumenta Germaniae Historica*, München, 1892-; *HA* : *Historia Augusta (Histoire Auguste)*, édition établie par A. Chastagnol, Paris, 1994; *ICVR* : *Inscriptiones Christianae Vrbis Romae septimo saeculo antiquiores*, Roma, 1922; *ICVR2* : *Inscriptiones Christianae Vrbis Romae septimo saeculo antiquiores, nova series*, Roma, 1956-1992; *ILAlg.* : S. Gsell (ed.), *L'inscriptions latines de l'Algérie*, vol.1, Paris, 1922; *ILS* : H. Dessau (ed.), *Inscriptiones Latinae Selectae*, Berlin, 1892-1916.

¹ Jones, A. H. M., *Later Roman Empire 284-602: A Social, Economic, and Administrative Survey*, 2 vols., Baltimore, 1964, pp.21-36.

² Jones, loc.cit.; Osier, J., The Emergence of Third-Century Equestrian Military Commanders, *Latomus* 36, 1977, pp.674-687; Birley, A. R., The Third Century Crisis in the Roman Empire, *BRL* 58, 1976, pp.275ff.; Chastagnol, A., *Le sénat romain à l'époque impériale*, Paris, 1992, (以下 *SRI* と略す), pp.206-210; Christol, M., *Essai sur l'évolution des carrières sénatoriales dans la 2^e moitié du 3^e siècle ap. J.-C.*, Paris, 1986, pp.39-44; Southern, P., *The Roman Empire from Severus to Constantine*, New York/London, 2001, pp.255-257; 井上文則 「『ガリエヌス勅令』と三世紀における騎士身分の興隆」『史林』81-5、1998年、40-73頁。

³ Petersen, H., Senatorial and Equestrian Governors in the Third Century A.D., *JRS* 45, 1955, pp.47-57; Chastagnol, loc.cit.; Southern, loc.cit.

⁴ 'praefectus praetorio' という官職は、帝政初期の創設以来、名称は変わらなかったにもかかわらず、その職掌は様々な変遷をとどめた。そのため、その訳には「近衛隊隊長」「親衛隊隊長」「道長官」など様々なものがある。しかし「近衛隊隊長」「親衛隊隊長」では、3世紀において行政全般を担った官職としてのイメージが掴みにくく、また、「道長官」という訳は、4世紀以降、地方官となつてから後の時期に適当な訳であろう。よって、本稿では「近衛長官」という訳語を用いる。

⁵ Jones, op. cit., p.50; Howe, L. L., *The Praetorian Prefect from Commodus to Diocletian*, Chicago, 1942, pp.17-20; Barnes, T. D., *The New Empire of Diocletian and Constantine*, Cambridge, Mass./London, 1982, pp.123-139; Id., *Constantine and Eusebius*, Cambridge, Mass./London, 1981, pp.3-8; Id., *Emperors, panegyrics, prefects, provinces and palaces (284-317)*, *JRA* 9, 1996, pp.546-548; Kolb, F., *Diocletian und die Erste Tetrarchie*, Berlin, 1987, pp.70-71.

⁶ Howe, op. cit., pp.41-64; Chastagnol, *SRI*, PP.201-232; Arnheim, M. T. W., *The Senatorial Aristocracy in the Later Roman Empire*, Oxford, 1972 (以下 *SAL* と略す), pp.46-48

⁷ *HA*, Alex. Sev., 21.3-5. 'Praefectis praetorii suis senatoriam addidit dignitatem, ut viri clarissimi et essent et dicerentur. ... Alexander autem idcirco senatores esse voluit praefectos praetorii, ne quis non senator de Romano senatore iudicaret.'

⁸ Hirschfeld, O., *Die Rangtitel der römischen Kaiserzeit*, *Kleine Schriften*, Berlin, 1913, pp.647f.; Bang, M., *Der Gebrauch von vir clarissimus als Titel der Senatoren*, in Friedländer, L., *Darstellungen aus der Sittengeschichte Roms*, Leipzig, 1921, vol.4, pp.77-81.

- ⁹ これに先立つエラガバルス帝の時期に近衛長官の身分に混乱があったとされるが、当時の政情から説明されている。 Cf. Salway, B., *A Fragment of Severan History: The Unusual Career of ...atus, Praetorian Prefect of Elagabalus*, *Chiron* 27, 1997, pp.127-153.
- ¹⁰ Chastagnol, A., *L'évolution politique, sociale et économique du monde romain de Dioclétien à Julien*, 3^e éd., Paris, 1994 (1^{re} éd., 1982) , pp.249-253.
- ¹¹ Howe, *op. cit.*, pp.65-95.
- ¹² *The Scriptores Historiae Augustae*, with an English translation by D. Magie, Cambridge, Mass., 1924, vol. 2, pp.212ff.
- ¹³ Stein, A., *Der Römische Ritterstand*, München, 1927, pp.245-267. なお *ornamenta* については、以下を参照。 Talbert, R. J. A., *The Senate of Imperial Rome*, Princeton, NJ, 1984, pp.366-370.
- ¹⁴ Stein, E., *Histoire du Bas-Empire*, éd. française par J.-R. Palanque, tom.I, Paris, 1959, pp.39-41, pp.417-418.
- ¹⁵ Lambrechts, P., *La composition du sénat romain de Septime Sévère à Dioclétien*, Roma, 1937, pp.96-111.
- ¹⁶ Arnheim, M. T. W., Third Century Praetorian Prefects Senatorial Origin : Fact or Fiction?, *Athenaeum* 49, 1971 (以下 TCP と略す) , pp.74-88.
- ¹⁷ Arnheim, *SAL*, pp.1-48.
- ¹⁸ Chastagnol, A., *Recherches sur l'Histoire Auguste*, Bonn, 1970 (以下 RHA と略す) , pp.52-57.
- ¹⁹ Chastagnol, *RHA*, p.57.
- ²⁰ Chastagnol, *SRI*, pp.233-258; Arnheim, *SAL*, pp.39-73.
- ²¹ とくに Chastagnol の騎士身分から元老院身分への上昇に対する考え方は曖昧であり、adlectio の可能性、近衛長官就任の結果、コンスル就任の結果などに言及しており一定しない。 Chastagnol, *Observations sur le consulat suffect et la préture du Bas-Empire*, *RH* 219-2, 1958, p.228; Id., *Les fastes de la préfecture de Rome au Bas-Empire*, Paris, 1959, p.29; Id., *SRI*, pp.225-229, 234-236.
- ²² Talbert, *op. cit.*, pp.29f.; Alföldy, G., *The Social History of Rome*, trans. by D. Braund, F. Pollock, rev. ed., 1988, pp.115ff.; 南川高志「ローマ皇帝政治の進展と貴族社会」『岩波講座 世界歴史 4』、1998 年、323-324 頁; 島田誠『コロッセウムからよむローマ帝国』、講談社、1999 年、124-128 頁。
- ²³ Suetonius, *Augustus*, 38.2.
- ²⁴ *Digesta*, 23.2.44.
- ²⁵ n.22 を参照。
- ²⁶ Hopkins, K., *Death and Renewal*, Cambridge, 1983, pp.120-200.
- ²⁷ Talbert, *op. cit.*, p.31.
- ²⁸ Hopkins, *op. cit.*, pp.191-193.
- ²⁹ *CIG* 2792; *CIG* 2793.
- ³⁰ A. Stein, *op. cit.*, pp.189-194.
- ³¹ Dio Cassius, 54.17.3; Id., 54.26.3f.
- ³² Talbert, *op. cit.*, pp.47-53, 76-80; Hopkins, *op. cit.*, pp.168-169.
- ³³ Brunt, P. A., *Principes and Equites*, *JRS* 73, 1983, p.50f.
- ³⁴ Alföldy, *loc.cit.*; 南川、前掲論文、334-336 頁。
- ³⁵ ただし、元老院議員の経歴は出自や皇帝とのパトロネジ関係によって多様であった。Alföldy, *op. cit.*, pp.120-122; Birley, E., *Senators in the Emperor's Service*, *PBA* 39, 1953, pp.197-214; Hopkins, *op. cit.*, pp.171-176; Leunissen, P. M. M., *Conventions of Patronage in Senatorial Careers under the Principate*, *Chiron* 23, 1993, pp.101ff.; Millar, F., *The Emperor in the Roman World*, London, 1977, pp.290-313; 南川、前掲論文、325-328 頁。
- ³⁶ Hirschfeld, *loc.cit.*; Bang, *loc.cit.*
- ³⁷ Saller, R. P., *Promotion and Patronage in the Equestrian Careers*, *JRS* 70, 1980, pp.44-63; 新保良明『ローマ帝国愚帝列伝』講談社、2000 年、212-217 頁。
- ³⁸ Howe, *op. cit.*, pp.18-20; Millar, *op. cit.*, p.126; Jones, *op. cit.*, p.8; 桑山由文「元首政期ローマ帝国における近衛長官職の確立」『史林』79-2, 1996 年、26-33 頁。
- ³⁹ Chastagnol, *SRI*, pp.169-199; Hirschfeld, *loc.cit.*; Bang, *loc.cit.*
- ⁴⁰ Alföldy, *op. cit.*, pp.122-126; 南川、前掲論文、333-336 頁。なお、騎士身分が財産資格だけで区別されるのか否か議論は分かれる。Garnsey, P., *Social Status and Legal Privilege in the Roman Empire*, Oxford, 1970, pp.237-242; Millar, *op. cit.*, pp.279-290; MacMullen, R., *Roman Social Relations 50B.C. to*

- ⁴¹ A.D.284, NewHaven, 1974, p.89, n.1 (p.183) .
⁴² Talbert, *op. cit.*, pp.366-370.
⁴³ ILS 461
⁴⁴ Dio Cassius, 79.41.4.
⁴⁵ adlectio の事例は Chastagnol によってまとめられている。Chastagnol, *SRI*, pp.117-120.
⁴⁶ AE 1963 52; HA, Pertinax, 6.10.
⁴⁷ HA, Pertinax, 2.9. 'Et praeter illam orationem, quam longum fuit conectere saepissime Pertinax a Marco et in contione militari et in senatu laudatus est, doluitque palam Marcus quod senator esset, praef. praet. fieri a se non posse.'
⁴⁸ Howe, *op. cit.*, pp.75-87.
⁴⁹ Chron.354
⁵⁰ ILS 569 (= CIL XII 2228)
⁵¹ CIL XII 1551
⁵² ICVR2 III 7375
⁵³ Aurelius Victor, *De Caesaribus*, 39.14. 'Ceteris venia data retentique hostium fere omnes, ac maxime vir insignis, nomine Aristobulus, praefectus praetorio, per officia sua.'
- ⁵⁴ Ammianus Marcellinus, 23.1.1.
⁵⁵ Chron.354
⁵⁶ ILS 5477 = CIL VIII 5290 = ILAlg. 1.179; CIL VIII 11774; ILS 5714 = CIL VIII 4645 = ILAlg. 1 1032; AE 1913 29; CIL VIII 624; ILS 637 = CIL VIII 608, 11772.
⁵⁷ HA, Probus, 22.3.
⁵⁸ Histoire Auguste, traduit par A.Chastagnol, Paris, 1994, p.1098, n.1; Scriptores Historiae Augustae, with an English translation by D.Magie, vol.3, pp.380-381, n.1; Syme, R., Emperors and Biography: Studies in the Historia Augusta , Oxford, 1971, pp.212-214.
⁵⁹ ILS 8929
⁶⁰ ICVR I 19. Cf. Cons.Const.
⁶¹ ILS 619
⁶² Arnheim, TCP, pp.84-86; Chastagnol, *SRI*, p.235; Kuhoff, W., *Diokletian und Epoche der Tetrarchie*, Frankfurt am Main, 2001, pp.373-375.
⁶³ Chron.354. Cf. Chastagnol, A., *Les fastes de la préfecture de Rome au Bas-Empire*, p.29.
⁶⁴ Aurelius Victor, *De Caesaribus*, 39.42. 'Quo usum breui Constantius, Asclepiodoto, qui praetorianis praefectus praecipit, cum parte classis ac legionum praemisso deleuit.' なお、このブリタニア遠征は他の史料でも確認できる。Eutropius, *Breviarium* 9.22; *Panegyrici Latini*, 8.13.1-8.16; Zonaras, 12.31.
⁶⁵ Williams, S., *Diocletian and the Roman Recovery*, NewYork, 1985, pp.71-74.
⁶⁶ CJ 5.30.2, 5.70.4, 8.17.9.
⁶⁷ AE 1987 456
⁶⁸ 上述の ILS 619 (n.60) を考慮すれば、296 年以降の可能性が高い。
⁶⁹ ヘルモゲニアヌスの経歴については以下を参照。Corcoran, S., *The Empire of Tetrarchs*, rev.ed., Oxford, 2000 (1st ed., 1996) , pp.85-90; Honoré, T., *Emperors and Lawyers*, 2nd ed., Oxford, 1994, pp.163-181.
⁷⁰ 研究史において、Chastagnol が同一の碑文中で両称号が使い分けられている事例を根拠として両身分の分離を想定していることは指摘した。ただし、その際に根拠となつたのはリキニウス帝期の碑文である ILS 8938 である。ここで考察する AE 1987 456 は欠損が多いものの、ILS 8938などをもとに Chastagnol によって復原されている。Chastagnol, A., Un nouveau préfet du prétoire de Dioclétien : Aurelius Hermogenianus, *ZPE* 78, 1989, pp.165-168; Liebs, D., *Hermogenians Prætorianerpräfektur inschriftlich bezeugt*, *ZRG* 107, 1990, pp.385-386.
⁷¹ 例え Howe は、碑文中に表記されていないからと言って adlectio されていないとは限らない、と述べている。Howe, *op. cit.*, p.122.
⁷² MacMullen, R., The Epigraphic Habit in the Roman Empire, *AJPh* 103- 3, 1982, p.246.
⁷³ Jones, *op. cit.*, p.541.
⁷⁴ 元老院議員の中でも有力家系出身者は、出世が早い一方で権限の強い公職が避けられるという傾向が見られた。また他の元老院議員についても公職を歴任する者や財務官以降の公職を目指さない者などその経歴は多様でありえた。Hopkins, *op. cit.*, pp.171-176; Birley, E., *loc.cit.*
⁷⁵ Lambrechts, *op. cit.*, p.106.

- ⁷⁵ Arnheim, TCP, p.85.
- ⁷⁶ Chastagnol, RHA, p.57.
- ⁷⁷ 首都長官については *Chron.354* を参照。他については以下を参照。Seston, W., *Dioclétien et la Tétrarchie*, Paris, 1946, pp.204-205; Williams, *op. cit.*, pp.41-42; Honoré, *op. cit.*, pp.146-147.
- ⁷⁸ Aurelius Victor, *Livre des Césars*, text établi et traduit par P. Dufraigne, Paris, 1975, pp.ix-xv; Aurelius Victor, *De Caesaribus*, translated with an introduction and commentary by H. W. Bird, Liverpool, 1994, pp.vii-xi.
- ⁷⁹ Finley, M. I., *The Ancient Economy*, London, 1973, pp. 45-47.
- ⁸⁰ Jones, *op. cit.*, p.23.
- ⁸¹ Honore, *op. cit.*, pp.1-70; Corcoran, *op. cit.*, pp.25-73; Turpin, W., *Imperial Subscriptions and the Administration of Justice*, JRS 81, 1991, pp.101-118. 本稿で「勅答」と表現されているものは、本来区別すべきだが、総督の宛ての「書簡」等も含める。その区別については本註の文献を参照。また、rescript の運用・拘束力をめぐっては論議がある。なお、3世紀中のローマ法については、以下を参照。Wieacker, Fr., *Le Droit romain de la Mort d'Alexandre Sévère à l'Avènement de Dioclétien (235-284 apr.J.-C.)*, RD 49, 1971, pp.201-223.
- ⁸² 『ユスティニアヌス法典』中に、この時期の勅答が多数収録されているのは、*Codex Greogorianus* と *Codex Hermogenianus* がディオクレティアヌス帝期に編纂され、それらが『ユスティニアヌス法典』編纂時に利用されたため。Jonesは両法典の私的な法集成としての性格を指摘しているが(Jones, *op. cit.*, pp.473-474)、近年の研究では、両法典が公的な性格を持つもので、『市民法大全』に先立つ法集成として『テオドシウス法典』*Codex Theodosianus* と並ぶものとして評価されている(Corcoran, *op. cit.*, pp.39-41)。また、『ユスティニアヌス法典』や『テオドシウス法典』と異なり、皇帝の名前ではなく編纂者の名前が法典名とされていることについては、ディオクレティアヌス帝の伝統主義的な姿勢との関連も指摘されている(Robinson, O. F., *The Sources of Roman Law*, London, New York, 1997, p.61)。
- ⁸³ CJ 5.4.10 ‘Cum te non ex senatore patre procreatam ob matrimonium cum senatore contractum clarissimae feminae nomen adeptam dicas, claritas, quae beneficio mariti tibi parata est, si secundi ordinis virum postea sortita es redacta ad prioris dignitatis statum, deposita est.’
- ⁸⁴ Turpin, *op. cit.*, pp.101-106.
- ⁸⁵ Bang, *loc.cit.*
- ⁸⁶ *Digesta* 1.9.8. ‘Feminae nuptiae clarissimis personis clarissimarum personarum appellatione continentur. Clarissimarum feminarum nomine senatorum filiae, nisi quae viros clarissimos sortitae sunt, non habentur: feminis enim dignitatem clarissimam mariti tribuunt, parentes vero donec plebeii nuptiis fuerint copulatae: tamdiu igitur clarissima femina erit, quamdiu senatori nupta est vel clarissimo aut separata ab eo alii inferioris dignitatis non nupsit.’
- ⁸⁷ Chastagnol, SRI, pp.177-183.
- ⁸⁸ Chastagnol, SRI, p.231; Corcoran, *op. cit.*, p.96.
- ⁸⁹ CJ 6.24.3.
- ⁹⁰ *Digesta* 1.2.2.
- ⁹¹ CJ 5.4.10, 3.22.3, 2.19.6. Cf. Corcoran, *op. cit.*, pp.96-97.
- ⁹² CJ 2.53.3, 4.13.3, 6.8.1, 6.55.6, 7.9.3, 7.64.8, 9.41.11, 9.47.12, 10.32.2, 10.32.4, 10.32.6, 10.32.9, 10.32.11, 10.32.13, 10.33.2, 10.40.4, 10.44.2, 10.47.1 10.53.5, 10.62.4, 12.33.2. Cf. Corcoran, *op. cit.*, pp.101-105.
- ⁹³ Alföldy, *op. cit.*, pp.115-133.
- ⁹⁴ Jones, *op. cit.*, pp.21-36; Osier, J., *loc.cit.*; Birley, A. R., *loc.cit.*; Chastagnol, SRI, pp.206-210; Christol, *loc.cit.*; Southern, *op. cit.*, pp.255-257.
- ⁹⁵ Chastagnol, SRI, pp.213-216; Christol, *op. cit.*, pp.61-93; Southern, *op. cit.*, pp.254f.
- ⁹⁶ Christol, *op. cit.*, pp.55-60; Seston, *op. cit.*, pp.332f.; Jones, *op. cit.*, pp.44f.
- ⁹⁷ Jones, *op. cit.*, pp.377ff.
- ⁹⁸ Jones, *op. cit.*, pp.523-562; Heather, P., *Senators and Senates*, CAH 2nd ed., vol. 13, 1998, pp.184-210.
- ⁹⁹ Cameron, A., *The Later Roman Empire*, Cambridge, Mass., 1993, pp.1-29.